

破天荒

教宣部

5046号

2018年
10月13日

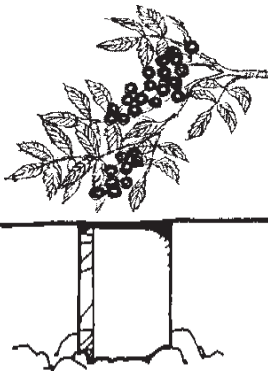
化学一般京滋地本
全竹中労働組合



2018 秋闘 2次団交報告

お知らせ

3次秋闘団交
10月18日(木)



十一日の木曜日、秋闘二次団交を行いました。休日増・出張旅費アップ・有給休暇の時間取得についてです。

休日増

一次団交で休日に関する労働協約第一二三条二項：年間休日数は一一八日とする。を来年度は天皇誕生日がなくなる為、「年間休日数を一一七日にする。(平成三一年度にも)」と回答した理由について聞きました。「即位の日」の件でどうなるのかよく分からない。来年はイレギュラーで会社の考え方で一一七日とした。協約の一一八日を変える気

持ちはない。今後交渉のなかでこの問題を処理するか、何らかの文面で回答するか持ち帰って検討します。

出張旅費アップ

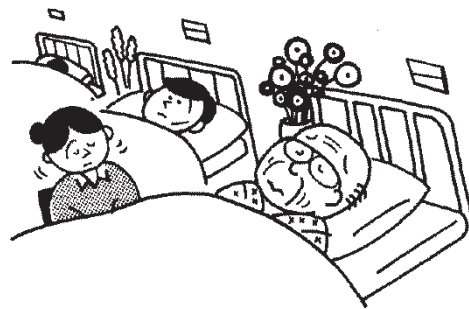
現行出張時の宿泊料は八

八〇〇円(東京都内九三〇〇円)となっております。出張に行かれた方に聞くと枠内で収まっているそうです。もし現行費用で不足していたらその分をレシート等の具体的な数値で総務に知らせて下さい。その意見が多く集まれば会社側も検討せざるを得なくなります。

有給休暇の時間取得

親の介護等で時間単位の有給休暇が使えれば助かる

のでは。有給休暇の時間取得制度を取り入れている企業は十六%位、また時間単位取得の事務処理が煩雑になるので現状は無理です。



やりきれない

「京都の商売は儲けることよりも続けることを考える」とか、「京都の老舗は二〇〇年ぶりは鼻たれ小僧、三〇〇年続いてやっと一人前」なんて言われます。

来年は10連休

10月12日の閣議で来年は4月27日から5月6日まで10連休とすることを決定した。

4月30日の天皇陛下の譲位に伴い、皇太子さまが即位され、改元される5月1日を1年限りの「祝日」としました。

「祝日」「休日」の違いで連休になる、ならないが変

わってきます。もし「休日」だったら4月30日、5月2日が平日となり飛び石連休となります。

「祝日」の場合「国民の祝日に関する法律」第3条2項により、前後を祝日に挟まれた日は「国民の休日」とすると定めています。そのため、5月1日の祝日により、昭和の日(4月29日)祝

日(との間の4月30日、憲法記念日(5月3日)祝日)との間の5月2日がそれぞれ休日となります。

現在秋闘で休日増を要求していますが、この結果により会社側はどんな対応をするのか楽しみにしています。

全社一丸でやるのなら、トップダウンではなく現場に説明をして意見を吸い上げて方針の修正を行いながらまた説明を繰り返すという根気が必要だったのでないだろうか？

労働条件も現状維持あとには査定と業績などといわず、幸之助式経営を目指すのであれば従業員と話し合う姿勢が必要だったと思います。